

法曹養成制度検討会議 第10回会議 議事録

第1 日 時 平成25年3月14日（木） 自 午後 3時 1分
至 午後 5時00分

第2 場 所 法務省第一会議室

第3 議 題

- 1 開 会
- 2 法曹人口に関するこれまでの状況について
- 3 法曹人口の在り方について
- 4 次回の予定
- 5 閉 会

第4 出席委員等 佐々木座長，世耕内閣官房副長官，小川法務省司法法制部長（後藤法務副大臣代理），文部科学省板東高等教育局長（谷川文部科学副大臣代理），伊藤委員，井上委員，岡田委員，鎌田委員，久保委員，国分委員，田島委員，田中委員，南雲委員，萩原委員，丸島委員，和田委員，最高裁判所事務総局小林審議官，最高検察庁林オブザーバー，日本弁護士連合会橋本オブザーバー

議 事

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹養成制度検討会議の第10回会議を始めさせていただきます。進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 佐々木でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

本日は坂本総務副大臣，山口財務副大臣，赤羽経済産業副大臣，翁委員，清原委員，宮脇委員，山口委員が御欠席でございます。

また，後藤法務副大臣の代理として，小川司法法制部長が御出席でございます。また，谷川文部科学副大臣の代理として，板東高等教育局長が出席されております。

それでは，資料の説明を事務局からお願いいたします。

○松並官房付 本日，皆様のお手元にお配りしている資料は7点ございます。資料1は，事務局作成の「法曹人口に関する基礎的資料」です。資料2は，事務局作成の「法曹人口について議論されている観点・指摘の例」と題する資料です。資料3ないし5は，清原，宮脇，山口，各委員からの意見書です。資料6-1・6-2は，日本弁護士連合会の提出資料です。資料7は，田島委員の意見書です。

また，前回と同様，席上には各種参考資料をつづったファイルを置いておりますので，適宜御参照ください。以上です。

○佐々木座長 それでは議事に入ります。

まずは事務局から法曹人口に関する資料内容につきまして説明をお願いいたします。

○松並官房付 資料1を御覧ください。「法曹人口に関する基礎的資料」として，第2回で事務局から提出した資料を基に，最新のデータに更新すべき資料については修正したほか，第2回会議で各委員から御意見のあった資料については，新規に作成の上，提出しております。

時間の関係もございますので，新たに作成・提出した資料を中心に，簡単に御説明いたします。

まず，「弁護士偏在の是正状況」に関する資料として，20ページを御覧ください。「地方裁判所管轄別弁護士1人当たりの人口比較」を行った資料です。都道府県別の弁護士1人当たりの人口比較は15ページの資料，地方・家庭裁判所支部管内に存在する弁護士数は17ページの資料でそれぞれ整理していますが，第2回会議において，清原委員から，弁護士数について，都道府県別よりも細かい単位でデータを把握する必要があるとの御意見があったことを受けて，作成したものでございます。

次に，25ページを御覧ください。「東京都，千葉県，大阪府，兵庫県，宮城県，長崎県における弁護士1人当たりの人口比較」を行った資料です。これも，先ほどの清原委員の御意見を受けて，6つの都府県における各市町村ごとの弁護士1人当たりの人口について，地図を作成したものです。例えば，25ページにあります東京都では，千代田区や立川市が濃い青色となっているように，いずれの都道府県においても，本庁又は支部の裁判所が所在する地域は，弁護士1人当たりの人口が小さいのに対し，裁判所から離れている地域においては，赤色となっており，弁護士1人当たりの人口が大きいことが分かります。

次に，31ページを御覧ください。「今後の都道府県別弁護士数シミュレーション」を行った資料です。第2回会議において，宮脇委員から，地域ごとに，今後の人口予測を含め，人口動態に即した分析を行うべきであるとの御意見があったことを受けて，作成したものです。各

都道府県ごとの弁護士数については、過去5年間の弁護士数の増加数が今後も続くことを前提に算出することとした上で、今後の司法試験合格者の想定数により、4通りに分けて算出しております。

次に、「法曹に対する需要」に関する資料です。まず39ページを御覧ください。第2回会議で、清原委員から、少子高齢化の傾向について指摘した上で、需要を把握する必要があるとの御意見があったことを受けて、これに関係しそうな遺産分割事件・成年後見関係事件の新受事件の推移を表すグラフを作成したものです。

また、40ページの資料は、遺産分割事件について、高齢化率や死亡者数との関係を整理したものです。

なお、41ページ以下の資料は、参考資料として、高齢化の進行に関する資料を収集したものです。

また、45ページを御覧ください。南雲委員から、労働事件に関するニーズ把握について御意見があったことを受けて、裁判所の事件の一つとして、労働審判事件の推移をグラフにしたものです。

次に、47ページ、48ページを御覧ください。「法テラス地方事務所における法律相談援助の内訳」を整理した資料です。この資料も、清原委員の御意見を受けて、地域ごとの法的ニーズにどのような違いがあるかを把握するため、各地方事務所における法律相談援助の割合を算出した上、金銭事件の割合、家事事件の割合、多重債務事件の割合について、人口順や高齢化率順に並び替えたものです。グラフがジグザグになっていることから分かるように、人口順や高齢化率順で、それほど有為な傾向が得られたわけではなく、各地域ごとにニーズが異なることが分かります。

次に、49ページ以下を御覧ください。先ほどの労働審判事件の推移と同様、労働分野における相談等の件数について、幾つかのデータを整理したものです。

次に、53ページを御覧ください。岡田委員から、消費者問題に関する御発言がございましたので、消費生活相談の総件数を整理した資料を作成したものです。

次に、62ページ以下を御覧ください。「諸外国における隣接法律専門職種」の資料については、第2回会議でも提出しましたが、その後、各士業団体から提供を受けた資料を基に、更に詳しく作成したものです。1枚目は、日本の隣接法律専門職種に相当し得る資格の有無をまとめた表であり、2枚目以降に、各士業ごとに日本の士業の主な業務内容について、各国でそれぞれ誰がどのように担当しているかをまとめた資料でございます。

また、これまでの検討会議で事務局資料として提出したことがある法科大学院の入学定員等に関する資料のうち、特に法曹人口の議論と関係がありそうなものについて、提出しています。

71ページを御覧ください。「累積合格率別に見た法科大学院の修了者数シミュレーション」です。

72ページを御覧ください。「法科大学院別司法試験総合合格者数・総合格率等」について整理した資料です。73ページは、72ページの表を、法科大学院の設置状況の図において表したものでございます。

最後に、74ページを御覧ください。前回の会議で提出した「法科大学院の定員・設置数について」と題する資料です。

また、資料2は、「法曹人口について議論されている観点・指摘の例」と題する資料であり、

第2回会議で提出したものと同様でございます。

法曹人口に関するこれまでの状況について、説明は以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

次に、日弁連からも資料が提出されております。その内容の説明をお願いいたしますが、手短かに、資料に書いてあることは繰り返す必要はございませんので、時間を節約して御協力ください。

○橋本オブザーバー 第2回の検討会議で、司法試験合格者数を1500名にすべきとする日弁連の考え方の背景事情について御説明申し上げましたので、今日は法曹人口急増によるゆがみの表れである修習生の「就職難」に焦点をあてて、この間に行った調査等の結果を御紹介しながら、若干の敷衍をさせていただきたいと思っております。詳細は、資料6-1にペーパーを用意してございますので、ここでは簡略に申し上げます。

ここで就職難を取り上げるのは、それが就職を求める本人にとって深刻だというだけではなくて、法曹界それ自体にとって、深刻な結果をもたらす危険性があるからです。その一つは、就職難の業界には人が集まらない、その結果、法曹界には有為で多様な人材は集まらなくなって、多様性を含めた法曹の質の低下を来しかねないということでございます。そうなると、法科大学院を中核とする法曹養成制度の信頼を損ねる恐れが出てきます。

もう一つは、いわゆる即独、ノキ弁と言われるOJTを受ける機会の不足する新人弁護士が多数生み出され、それらの方々が単独で事件を処理することを余儀なくされ続けるという点でございます。私どもは、同じく専門職である医師の場合と同様に、弁護士もOJTによる実務経験を経てこそ、一人前の実務家として成長できると考えております。事件の見通しや対処方針の立て方、依頼者や利害関係者との接触や距離のとり方、解決へ向けての活動の仕方等々の実務能力、実務感覚、弁護士倫理の涵養こそが実際の業務にとっては最も肝要な事柄であり、それは先輩弁護士と一緒に仕事をするOJTによってこそ体得できるものだからです。したがって、OJTの機会に不足した新人弁護士が増え続けることは、弁護士の信頼という意味でも、市民の権利の擁護という意味でも大きな問題をはらんでいるものと考えています。もちろん、以前にも申し上げましたが、日弁連・弁護士会は、さまざまな工夫をして、OJTの機会の不足を補うことに尽力をしていますし、今後も尽力する所存ですが、それにも限界があるというのが現状です。

この点を資料で簡単に御説明いたします。資料6-2の後ろにある資料5(15/17)という、横書きのポンチ絵を御覧ください。これは新人弁護士の登録状況を月別に集計したのですが、前回申し上げましたように、65期の場合は、昨年末の12月20日の一括登録の段階での未登録者は546名で26.3%でしたが、その約1か月後の未登録者も298名で14.3%となっています。64期の数字と比べてみても依然として非常に厳しい状況であることが分かります。

次に、OJTの機会の不足が懸念される、いわゆるノキ弁や即独の数について御説明します。まずノキ弁ですが、この資料6-2の2/17の中ほどの表を御覧ください。これは一括登録日から、約2か月後に実施したアンケートの結果でございますが、「事務所内独立採算弁護士」と回答した64期のいわゆるノキ弁が、色がついておりますように、52名でありまして、63期よりも増加しています。回答率は32.4%ですので、未回答者も同様の割

合と仮定した場合には、160名のノキ弁がいる計算になります。

他方、即独ですが、次の3/17を御覧ください。いわゆる「即独」だけではなく、「弁護士登録1年未満の弁護士のみで執務している弁護士」、つまり広い意味での即独の数を調査してみると、年々増え続けておりまして、昨年の10月段階で134名に達しています。

以上のデータから見る限り、64期の場合、OJT不足の懸念のある新人弁護士は、合計では、少なくとも200名以上のレベルで存在するということがうかがえます。

それから、次の4/17の資料2を御覧いただきたいと思います。65期の弁護士に対して、この1月に行った調査結果ですが、いわゆるノキ弁、即独を含めたOJTの機会が少ないと推測される新人弁護士の数がこの黄色い枠の中に書かれておりまして、合計123名でございました。ただ、この時点で、363名の未登録者が外数として存在しておりまして、彼らが十分なOJTの機会を得るとすることは恐らく困難だろうと思われまので、事態の改善の兆しは見えていないと思われま。

以上が、就職難の状況でございますが、現時点において最大の問題は、この問題を早急に解決する目途や方策が具体的に何ら提示されていない点でございます。前回の検討会議では、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する報告がございましたけれども、そこでは法曹が必要とされている分野があることは確認されましたが、定量的又は具体的な見通しや経済的裏付けを持った需要の拡大策は提示されませんでしたので、活動領域の急速な拡大は、現実には見通せないというものであったと理解しております。その状況の中で、今後も毎年2,000人余もの合格者を生み出すことは、明らかに供給過剰であって、適切でないと考えま。

それは、有為な人材が弁護士を目指さず、またせっかく法曹資格を得た新人が十分なOJTの機会を保障されないまま社会に増えてゆくという、深刻な状況を更に加速するからです。その意味で、今がこの問題に対して直ちに対策を講じるべき時にあるというべきです。以上の意味において、この問題の解決には司法試験合格者3,000名を目指すという閣議決定を見直し、現在の2,000名余りという合格者数にこだわらず、法曹人口増員のペースを今よりも緩やかにさせるということが必要不可欠であり、問題を根本的に解決する第一歩になると考えています。そのような方向での議論をお願いできればと思います。以上です。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。以上、資料説明がございましたけれども、何か御質問ございますか。

それでは、以上の資料や御説明を踏まえまして、法曹人口の在り方について意見交換を行いたいと思います。法曹人口の在り方につきましては、第2回の会議におきまして、既に議論を行ったところでありますが、その後、法曹養成制度の在り方や、法曹有資格者の活動領域の在り方について検討を重ねてきましたので、本日はこれまでの議論を踏まえながら御意見を伺う必要があると、こういうふうを考えているわけでありま。

その上で、法曹人口の在り方を考えるに当たりましては、幾つかの視点に分けて整理することが可能であり、必要があると考えております。法曹人口全体の在り方の問題が一つ、それから2つ目として、司法試験合格者数、年間3,000人目標についての考え方、それから、今後の司法試験合格者数を含め、法曹の増加ペースについての考え方、法科大学院の定員・設置数との関係をどう考えるかという問題、そして今後の法曹人口の在り方についても議論が当然期待されるところでございます。

以上、列挙して私のメモでは5つぐらいあるんですけども、これらの点を含めまして、どのように考えたらよろしいのかにつきまして、委員各位から御発言をお願いしたいと思います。どのような観点からでも結構ですけども、相互にいろいろ関係している面もございますので、そういう点に御配慮の上、御意見をいただければと思います。

なお、今日は、前日も前々日もそうだったかもしれませんが、全員の方にお話をいただきたいと思いますので、第1回目の発言につきましては、大変恐縮でございますけれども、おおむね5分めどにして御発言をしていただき、時間を見ながら追加的にまた御発言をいただくような形で、今日の会議を取り仕切りたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

そういうことで、今日の議題は1つでございますので、先ほどの例示はほかにもいろいろあるかもしれませんが、いろんな観点を含めた総括的な御発言を賜れば有り難いということでございます。では、いかがでございましょうか。それでは、国分さん、どうぞ。

○**国分委員** 只今、座長から幾つかの問題がある、その中で法曹人口全体の在り方についてのことでしたので、その全体論について、発言させていただきます。

この設問は、法曹三者といっても、結局は弁護士人口全体の在り方に置きかえることができると思います。孟子に「恒産無くして恒心有る者は、ただ士のみ能くするを為す」とあります。法曹有資格者の就職難や、急激な弁護士増に伴う弁護士平均年収の減少、これらを事実と認めるのであれば、この「恒心有る」を弁護士に求めるのは酷であると私は考えます。他方、古典的ですが、西欧社会では聖職者、医師、弁護士の3職種をプロフェッションとして扱っており、このプロフェッションに属する者は公益奉仕、利他主義、そして中立的、生涯自己研鑽を旨として団体を構成し、自治運営、教育の機能の維持、向上に努めています。日本においては、過去10余年の司法改革の成果の部分とともに、合併症を超え致命的な症状が生じているように思えます。法曹有資格者の急増による就職難、未登録にとどまらず、登録新弁護士が即独、軒弁あるいは宅弁などと、望ましいとは決して言い難い開業形態に押しやられ、OJT機能の弱体化など、プロフェッションとしての団体自体のありようにも悪影響が生じるのではないかと、各地方の弁護士会、あるいは日弁連が弁護士の質・価値を保証していると考えられるものですが、その団体の権威が損なわれることになるのではないかと、と危惧するのです。弁護士人口は、自らの職域拡大の努力とともに、社会からの需要の拡大に見合った形で漸増すべきものであって、政策的に急増させることで需要喚起を狙うのは、間違った手法であると思います。以上、総論的な意見です。

○**佐々木座長** ありがとうございます。それでは、総論的にかかわらず各論も含めて、どうぞ議論してください。では南雲さん、どうぞ。

○**南雲委員** 手短かに申し上げたいと思います。法曹人口の全体の在り方については、司法試験合格者の人数だけを切り出すのではなくて、その国民の法的サービスへのニーズが多様化、高度化、国際化をしている中であって、こうしたニーズに的確にどう応えていくかというためには、法曹の質・量などを確保していくかを総合的に考えていくべきではないのかと思います。司法試験合格者数、年間3,000人目標については、その司法制度改革審議会において検討された、閣議決定されたものであることを十分に認識をして、国民が必要とする質と量の法曹の確保、向上に向けて、国を始めとする関係機関はどれだけ今まで努力してきたのかということについても見つめ直す必要があるのではないかと思います。

例えば、地方裁判所支部の設置数も増えておりません。裁判官や検察官の非常駐支部の存在など、人員配置も十分ではございません。また、支部での取扱い分野が制限されていること、労働分野は小倉と立川の2支部のみなど、あらゆる国民が等しく司法サービスを楽しむことができる体制が整備されてきたのか、また、法科大学院の定員・設置数について、法曹の質を担保した適正な教育体制となっているのか、弁護士会は、国民のための法曹団体として、潜在的、法的需要の掘り起こし等、法曹の活動領域の拡大に全力で取り組んできたのか、また、法的ニーズが高まると言われてきた、行政や企業等において、法曹人材を受け入れる体制を整備してきたのか。国は法曹養成にかかわる適正な予算措置を行ってきたのか。これらの課題を置き去りにしたまま、ただ目標人数だけに絞って、国を支える法曹人材を志すものの意欲をますます削いでしまうことがあってはならないと思います。真剣に課題解決に向き合うためには、関係機関が連携して具体的な施策を実行するための常設会議を設置するなどの方策が必要であるとともに、政治的なリーダーシップも重要であると考えます。そのようなことが法曹の職業の魅力を向上させ、国民のニーズに対応する法曹の質・量を確保することにつながるのではないかと考えております。以上でございます。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。どうぞ、ほかに。それでは和田委員、どうぞ。

○和田委員 私は、この検討会議の第2回のときに提出した意見書で、司法試験の合格者数を年間1,000人程度にすべきであると主張しました。したがって、閣議決定した3,000人という目標は、当然撤廃すべきであると考えています。去年の法科大学院の入学者の総数は御存知のように3,150人で、今年はそれをさらに下回るものと見られています。合格者3,000人というのでは司法試験は無試験と変わらなくなりますので、3,000人という数字が目標として現実離れしていることは明らかであると思います。

私は、現在、弁護士の数は需要に比べて飽和状態以上になっていると思います。それは、先ほどもお話にありましたように、毎年12月に司法修習を修了するときには弁護士登録ができていない司法修習生の数が相当数に上っていることに、特に端的に表れていると思います。日弁連からもお話がありましたように、昨年12月においては、500人以上が未登録でした。これは司法修習生の4人に1人の割合で、その前年度が5人に1人の割合だったのに比べて、就職難の程度がより深刻になっていることを示しています。

司法修習修了後しばらくしてその多くの人でも弁護士登録しているようではすけれども、借金を抱えて無収入のままにいるわけにもいかないということで、かなり不利な条件で採用してもらうことに甘んじたり、あるいは、これも先ほどお話にありましたように、弁護士としての経験がなく仕事を紹介してもらえないまま、自宅を法律事務所として弁護士登録している、という者も多いようです。

司法試験の合格者数については、司法修習修了時点で約500人が未登録だったというのであれば、日弁連が従来主張していますように、現状の年間2,000人から500人減らして1,500人にするということも、一定の合理性があるかのように思えます。しかし、未登録者数は年々増加しているわけですから、それを考えますと、1,500人でも多過ぎることは明らかであると思います。そうであれば、少なくとも結果的に需要についての認識を誤った司法制度改革審議会の意見書が提出された平成13年当時の合格者数約1,000人をひとまず前提とすべきであると考えられます。1,000人でも、平均的な自然減としてはかつて約500人ずつ弁護士登録した人の分が毎年減少していくにすぎず、その差の約500人ずつが毎

年増加することになる以上、今後需要の増大が見られなければ、さらに合格者数を絞ることも検討すべきであると考えます。

ところで、その法科大学院の定員や設置数ということですがけれども、以前からお伝えしていますとおり、現状では法科大学院の修了を司法試験受験の要件とする合理性はないと言わざるを得ませんので、私の考えでは、法科大学院の修了を司法試験と切り離す以上、法科大学院の定員や設置数は任意で構わないということになります。

ただ、ここでは、司法試験の合格者数を年間約1,000人とした場合での「仮に」の議論を、2つさせていただこうというふうに思います。

一つは、仮に法科大学院の修了を司法試験受験の要件としたままの場合の話ですがけれども、その場合には、法科大学院の規模については、司法試験の合格率を7,8割とすることや予備試験の合格者のことを考えた上で、定員100人で10校程度か、定員50人で20校程度か、あるいはその中間的なものにするか、というところが想定されることになります。教員は、基本的に実務を行える人であることが前提です。

もう一つは、仮に法曹養成を大学にも担わせるとした場合の他の枠組みについてです。私は、第5回に提出した意見書で、従来の法学部とは別に学部で法曹養成する可能性について触れました。大学院レベルではなくて学部レベルで法曹養成すれば、大学に進学しようとする人にとっては、学部の卒業までの時間と費用は予定されているわけですから、法曹志願者にとって、大きな負担はなくなります。規模は、先ほどと同様に、定員100人で10校程度か、定員50人で20校程度か、あるいはその中間的なものか、ということになるでしょう。さらに言えば、入学者にとって大きな負担がなくなる以上、そこで本当に良い法曹養成をしていけば、その学部の卒業を司法試験受験の要件としなくても、自然とその学部が法曹養成の中核になるのだらうと思います。

最後に、法曹人口の話に戻りますけれども、このまま弁護士を増やしていけば、弁護士は「誰でもなれる職業」になるかもしれませんが、それは、「誰でもとくになりたいとは思わない職業」にもなるということの意味するわけで、現在の制度では多大な費用と時間を要する以上、志願者がさらに減り、集まる人の資質は確実に低下することになると思われま

自民党の河井克行議員は、以前、「司法の崩壊」という題名の本を出版されました。私は、その内容に全面的に賛成というわけではありませんけれども、このままだと司法の質が低下するというのは、そのとおりだと思います。司法は、言うまでもなく3権の一つで重要な国家作用を営むものです。これからの日本のため、日本の国民のために、現状に大きな危機感を持つべきだと思います。以上です。

○佐々木座長 それでは、久保委員、お願いします。

○久保委員 法曹人口全体の在り方をどう考えるかについて、ちょっと申し上げたいと思います。高齢化やグローバル化等の進展で、法曹需要は質・量ともに増大すると盛んに言われましたけれども、いただいた今回の基礎資料のどの分野を見ましても、目立ったような需要の増大というのは見られません。それは当時の司法制度改革審議会の見込み違いと決めつけるのではなくて、その後の10年間に潜在需要を掘り起こす努力が不十分だったと考えた方がよいと私は思います。確かに弁護士のゼロワン地域はほぼ解消しましたがけれども、マップをよく見てみますと、都会地域とか、また、その都会の中でも、より便利な地域に偏っていて、国民の司法アク

セスの向上にどこまでつながっているのかは不明です。先ほど弁護士会の御説明にありましたような危機意識、危機感は大変よく分かるんですけども、国民の側から見れば、まだとても供給過剰などと言える状況ではないと私は思います。

その中で、資料の46ページの法律相談件数を見てみますと、法テラスや公設事務所の相談件数だけが着実に増えているというのは、これは一つの方向性を示しているのではないかとと思うわけです。常に、今の社会や国民が求める方向に沿って、司法のアクセス向上にコツコツと努力すれば、ひいては需要の喚起とか、潜在需要の掘り起こし、そういったようなものにつながる可能性もあると考えております。以上です。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。萩原委員、どうぞ。

○萩原委員 まず、初めに3,000人の目標ですけれども、これは御案内のように、平成22年頃をめぐりに、3,000人という達成目標を定めたものだというふうに理解しておりますけれども、そういう意味で言えば、その時期が来ている現在、この3,000人というのは現実に意味がないのではないのか、とりあえず、白紙に戻すべきなんだろうと思います。その上で、本当に目標を定めるのか、定めるとすれば、その目標は一体何のための目標なのかというようなことも含めて、きちんとした議論をする必要があるんだろうと思います。当面の司法試験の合格者のレベルですけれども、私は、現状の2,000人レベルより、相当数削減したところでスタートすべきなのではないかと思えます。理由は、今のまま放置しますと、法曹になろう、司法試験にチャレンジしようという人たちの意欲を削ぐようなことになってはないのかなという感じがいたします。それは、先ほど来、お話がありますように、合格しても就職難というような現実につながっていくだろうと。そればかりではなくて、このことが、プロセスとしての法曹の養成制度そのものの信頼性も、損なうことにもつながっていくのではないのかと。

どの程度、削減すべきかというのは大変難しい問題ですけれども、あるレベルのところまでは削減して、それをスタートにして、将来、一定の時を経て、社会の状況等を見直しながら、人数については、再検討してもいいのではないのか。

一つの考え方は、この司法試験の二次合格者、修習が終わった後の、2回試験の合格の後、直ちにこの登録をしない司法修習の修了生さん、それも1月になり、2月になってもまだ登録しない、さっき二百数十人とおっしゃっていましたが、少なくとも300人ぐらいのところ、多分大変苦勞をしている人たちなのではないのかなという感じがいたします。登録をずっと遅れてするというようなことだったとしても、登録をした人たちの中にも、ノキ弁がいたり、即独がいたりということが内側にあるわけですので、何かこの数百人のレベルのところは減らした上で対応すべきだろうと思っています。

それとの関係で、法科大学院の定員は、私は例えば1,700人とか、1,750人とかいうようなところを合格者のスタートとすれば、その人たちが法科大学院を出て、8割とか75%合格するというレベルであるなら、法科大学院の全体のこのキャパシティは2,200から2,300人ぐらいのレベルに絞って質の高い教育をすべきなのではないかと思えます。ただ、このどの程度というところはもう少し皆さんで議論して詰める必要があると思えますけれども、相当程度削減をするということの必要性はあるのではないかというふうに考えています。以上です。

○佐々木座長 どうも。それでは、ほかの委員から。鎌田委員、どうぞ。

○鎌田委員 法曹人口全体の在り方、とりわけ弁護士人口の問題について、いろいろと御意見をお出しただいたところでございますけれども、その3,000人という閣議決定された目標が現実に適合しないというふうな御意見が非常に強いと思いますが、この3,000人目標を考えるとときには、具体的に何人司法試験を合格させるかという、その具体的な基準数という側面だけではなくて、やはり南雲委員も久保委員も御指摘になりましたように、司法制度改革審議会が、これからの時代を支える法曹の姿というものを大きく転換させなければいけないということで、社会の隅々まで法の支配を及ぼすための法曹の在り方という大きな理念が語られていたんだと思うんです。それは今、現実の中でいろいろ問題が起きていることは確かでありますけれども、この3,000人という数を変更するということが、その理念を撤回する、あるいは変更するということを語られているのか、その理念は理念として堅持するんだけれども、現実に整合的に調整が必要だという御議論をされているのか、その点は、今後の議論の在り方を相当変えるのではないかというふうに思います。私は個人的には、やはり理念は理念として、堅持すべきであり、その理念を実現するための努力はまだまだ足りていない、その段階で早急にこの看板を下ろしてしまうのはいかがなものかと思えます。

現実を見ますと、弁護士供給過剰であるというふうにおっしゃいますけれども、しかし、実際に経営的に成り立つかどうかを抜きにしてみれば、法的サービスが必要な部分に十分に法曹によるサービスが行き届いているかという、これは全く行き届いていないとしか言いようがないんだろうと思っています。私どもの大学でも、付設の法律事務所で無料、あるいは極めて低額な料金で法的サービスを供与していますけれども、そういうところには、弁護士に引き受けていただけなかった事案、法テラスでさえ引き受けるのを躊躇するというような事案、とりわけ社会福祉関係であったり、少額事件が持ち込まれるというのが実際でありますし、また他方で、立法を担当されている方々は、地方自治体のみならず、国においても法曹有資格者が担当されるのが望ましいけれども、ほとんどそういう要員は配置されていない。それから、アメリカのように、議員の立法政策立案スタッフとして法曹有資格者が大勢いるかという、これもほとんどいないという状況の中で、従来型の伝統的な法廷弁護士が一定の社会的ステータスを保つためにどうしたらいいかという次元でこの問題を考えるのはいかがなものかと思っています。

先日の会議で、アメリカ、ドイツについての例も引き合いに出されましたけれども、本日お配りいただきました、60ページの諸外国における法曹人口の表を見ていただければ、一目瞭然で、アメリカ、ドイツは人口比で日本の10倍近く、あるいは10倍を超える法曹人口を擁しているわけでありまして、ドイツなどでは、法学部での卒業資格と弁護士資格はほぼイコールでございますから、弁護士資格を持った人がみんな弁護士を開業するのではなくて、大学教授になり、公務員になり、民間企業に行き、あるいは大手のローファームに行き、そして就職先のない人たちは個人で開業する。何でも1万円で引き受けますという弁護士がいたり、あるいは弁護士資格を持ったタクシー運転手がいるというようなことまで言われているわけで、その弁護士像として、どういうものを想定するかによって、それぞれの国の法曹養成制度の姿が変わってくるわけでありまして、それを部分部分でつまみ食いをする議論は余り生産的ではないだろうと思います。

また、私はちょっとフランスの法律実務家の研究をしてまいりましたけれども、フランスで

は伝統的に弁護士以上に、紛争予防では公証人の関与が大きいわけで、不動産の取引、不動産が含まれる遺産の分割、あるいは抵当権設定について、すべてほぼ必要的に公証人が関与しているわけでありますけれども、彼らもやはり一時期、非常に仕事が少なくなった時期がありますけれども、その状況を改善するために彼ら自身が様々な立法も含めた制度づくりをして、体制を整備していったかということ、歴史的にフォローしてみますと、現在の我が国の法曹が先ほど述べました理念を実現しようとするならば、時間はかかるかもしれませんが、総がかりで法の支配を社会の隅々に及ぼすために必要な様々な制度の改革というものを主体的に進めていくことが重要であって、現状を前提にして、合格者数だけを取り上げて議論するというのは、少々後ろ向きな議論ではないかなというふうな印象を持っております。以上です。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。どうぞ、ほかに。それでは、伊藤さん、どうぞ。

○伊藤委員 私ももう前から何度も繰り返し言っていましたけれども、国民が必要とする質と量の法曹の確保ということ、その旗は下ろすべきではないと、そういう理念は維持すべきだと思います。

ただ、現実はこの間の法科大学院の教育も含めて、3,000人というものを生み出す力がなかったことは、これは我々も認めざるを得ないわけでして、ここ数年間、2,000人という数で、合格者2,000から2,100人程度でしょうか、推移しておりますけれども、私はその数を当面一定の目標とは言いませんが、現実的な数として、これを中心にして、法科大学院の定員、あるいは設置数等も考えて、安定的に、累積という言い方はよくないのかもしれませんが、累積として7,8割の、法科大学院に入った人が合格するというようなことになれば、学生もある程度落ち着いて勉強できますし、相当程度の者が入ってくるだろうと思います。

それから、弁護士の数、弁護士の生活も含めた問題がいろいろあるでしょうけれども、やはり先ほど来、話に出ていますけれども、まだまだ弁護士を必要としているところは非常にたくさんある。それに向けて、やっぱり全体としての努力は足りない。努力しないで、その程度の数の者が弁護士になると、やっていけない。今までのような生活ができないとか、そういうレベルの話をして、それは国民が納得しないと思います。やはり、それだけの需要があれば、弁護士として誇りを持ってやっていけるだけの土壌はまだあると思います。

○佐々木座長 では井上さん。

○井上委員 何人かの方と基本的に意見が共通しているところがあるのですけれども、3,000人という当面の目標を期待された時期までに達成できなかったということはまぎれもない事実ですので、今後、これをどうするか考える必要があるということは確かだと思いますが、先ほど何人かの方がおっしゃったように、司法制度改革審議会が掲げた、司法を国民に身近で利用しやすいものとし、法的サービスを必要とする国民にあまねく十分な法的サービスを提供するために、質・量ともに豊かな法曹を育成していく必要があるということ自体まで否定されたわけではないと私は考えています。

そのための一つの指標として、そこに至るまでに実際どれだけの時間とかステップがかかるかは別として、大きな指標として3,000人という目標を堅持するというのも、理由のないことではないのではないかと思います。

他方、現実的には、毎年の司法試験の合格者が2,000人を少し上回るレベルでここ数年推移しているということも事実であり、これについては、御承知のように合格者の質という点

から多過ぎるという意見がある一方で、司法試験自体の在り方や法科大学院の教育との整合性にも問題とする余地があり、低く抑えられ過ぎているかもしれないという見方もできなくはないと思われませんが、少なくとも現行の司法試験のもとで、毎年2,000人強の人が合格水準に達すると認められているという事実は軽視されるべきではないと考えます。

これに対して、弁護士数はほぼ満杯であり、司法修習を修了した人が就職難となっているということを理由に合格者数を減らすべきだとする御意見があったわけですが、これについては、これまで指摘させていただいたように、人為的に合格者数の上限を設定することによって、学力という面では合格水準に達している人を合格させないというのは、資格試験であるはずの司法試験の本旨に反することにはならないのかという本質的な問題があるうえ、弁護士数が本当に既に満杯であって、これ以上増やすことが不適切だという論理を仮にとすると、極論すれば、既存の弁護士が亡くなる等によって自然減する分しか合格させられないということにすらなってしまうわけで、これは明らかにおかしい。これは、こういう思考方法が不適切であるということを示すものではないかと思われま。いま減らそうというご意見の方はおそらくそこまでのことは言われなくて、1,000とか1,500という数字に抑えるということだと思うのですが、その数自体果たして十分かつ合理的な根拠があり、かつ、多くの人々が納得するようなものであるのかについては、極めて疑わしいように思われるわけです。

それらを考え合わせますと、現状では、毎年の合格者が2,000人強のレベルで推移しているという事実を踏まえつつ、入りと出について方策を早急に講じていくべきではないか。つまり、一方で、法科大学院の統廃合や実入学人数の大幅な減少傾向をも踏まえた学生定員の思い切った削減ないし適正化を図るとともに、教育の質の抜本的改善を速やかに図るということと、他方で、司法試験の在り方を検証するとともに、先ほど何人かの方がおっしゃっていましたように、社会の法的ニーズが実際の弁護士の業務に有効に結びついていないという点について具体的な施策を講じていくことです。法曹のいわゆる職域拡大についても、前からスローガンのように言われているのですが、具体的な施策が講じられていない。その辺について手当を講じていくということによって、全体を大きく転換させていくというか、良い尾方向に向けていくべきではないかというのが私の意見です。

○佐々木座長 では田島さんからお願いします。

○田島委員 3,000人という目標を、一番最初に聞いた時から疑問に思って、どういう根拠でこの数字が出たんですかと聞いても、明確な根拠というのが示されなかったんです。その後も、いろいろ聞いて歩いたんですけれども、結局、よく分からない。ここで議論されている数字がよく分からないんです。何でこの数年間は合格者の数が2,000人なんですとかというのが、それがよく分からない。いろいろな数字が出てくる裏付けになる根拠みたいなものがほとんどない。私も、この会議に委員として入ってきてみて、本当にびっくりしました。私は若いときに、司法試験に挑戦したんですけれども合格できなかった。それで、法曹界には憧れみたいなものを持っていました。しかも非常に大きな期待をしている分野で、こんないい加減なことが起こっていると思うと悲しくなります。

まず、一番おかしいと思うのは、3,000人という目標に従って、いろんな設計をされたんだと思うんです。その設計に基づいて、10年後にはこうするよというようなものが描かれたんだと思うんです。それが、あまりうまくいっていない。64期とか、65期とかの司法試

験に合格した人たちの話を聞いたら、理念で言われるようなこととずいぶん実際とは違っていました。それから、落ちて三振なんて言われたような人たちが5,000人近く出てきているとか、その人たちの話を聞いたら、もう本当に何ですかこれはというぐらいに違うんです。実際、やっているやつと、現実とは余りにもかけ離れ過ぎている。

特に法科大学院なんかは、私は、この間も申し上げたとおりに実際歩いてみて、いろいろお聞きしたら、哀れなものです。74校ある中で、本当に法科大学院ですと胸を張って、国民の皆さんにどうですか、我が大学院はと言えるような大学院って幾つあるんですか。率直に言って、あの大学はすごい、法曹界に過去、多くの人材を出している大学だと、あるいは大学院だと思っていた、東京大学とか早稲田大学とか、中央大学というのは、本当に憧れの大学だったんです。そこだって、何パーセントですか、今年の司法試験の合格率は。本当に哀れなものだと思います。それ以外のところでも、合格率が言えないような大学院がざらざらあって、そこで何の反省もない。そんなもの何で法科大学院と言うんですか、何で国民が税金を出して、そうやって養成しておりますと言えるんですか。そういうことが片一方で現に起こっているわけです。

それから、司法試験に合格しても合格万歳と言うかというところ、万歳とみんなほとんど言っていない。ほとんど言えない。何でかというところ、就職はどうだとか、習修だって、司法修習は国家が責任を持って養成するなんて言っていたものが、1年に短縮され、名目だけみたいな。上っ面だけの教育しかやっていないじゃないですか。専念義務は守れ、二度試験はやるぞ！給付費は止めた。借金で生活しろ！法曹資格も他の国家試験と同じなどと言う人もいます。それで、そういう中で、例えば弁護士さんだけのことが議論されているけれども、実際は検察官とか、裁判官の人たちの採用した後の養成だって、すごい大変な状況におられると思います。裁判官なんて、何でこれが裁判官かというような判決を下すのがぞろぞろいるじゃないですか。私たち福祉の世界では、もう怒り狂うような判決が出てくるんですよ。何でこんな判決を出すんだって本当、怒鳴りたいくらい。それでも今のところは、理想としたものを実現させようと皆さん実際努力をされたんだと思います。しかし、それがやっぱり現実的にはうまくいっていないものが相当出てきているわけです。そうすると、現実的にはやっぱり一番最初に見直すのはこの3,000人目標というのが、本当にこれでいいのかというのは、結論を出さなければいけないのだと思う。そこで設計されたものをもう一回全部チェックし直して、どうしたら本当に適切な法曹養成ができるのか、国家としての責任でどう養成するのかを決める必要がある。関係する役所のところでは、本当にしっかり反省していただきたいと思う。まず反省してもらいたいのは法務省です。法務省は全体設計を一体どう考えて、どうやって実施し、チェックしてきたのか、それから、文部科学省です。文科省は、大学院養成で何でこんなつまらない大学院をいっぱいぞろぞろ認可して、その後、こういう状況でやっているのか。それから、最高裁判所は司法修習まで含めて、トータルで法曹の養成というのがしっかり責任を持ってやっているのか考えなければいけない。中でも財務省の責任は最も重いプロセスでの養成を理解していたと思えないような予算配分である。

ただ、そのときにどうしても出てくるのは、最初の議論で出てきた3,000人をどうするかです。そこからまず現実的に、理念や理想というのは持たなくてはいけないんだと思います。ただし、適切な目標はどのくらいに置くのか、それに基づいて、当然、法科大学院の定数はどのようにするのか、そして、その中から、7割とか8割とかという目指した人たちが、大部分

が合格できるような仕組みをどのようにしてつくるのか。要するに設計をしていくときに基本になるのが、やっぱり〇〇〇人という目標になるのではないかと思います。

そういう意味では、ここできちっと現実的に、具体的な達成目標を、出すべきではないかと思えます。

○佐々木座長 田島さん。ありがとうございました。

○田中委員 ただ今の意見は、現場に大変近いところで、日々厳しい仕事にさらされておられる有識者委員の方の大変ビビッドな意見だったと思えますし、法曹関係者としても恐らく真摯に受けとめなければならないところ、そういう一面があるかと思えます。先ほどの座長の冒頭のお話からいたしますと、一つには法曹人口の全体の在り方についての議論を、ということであり、また、今、出ました意見との関係でも、3,000人という数字が非常に問題にされているわけでありますので、これらの点について申し上げます。

法曹人口の拡大の根拠とされたこの3,000人ということですが、これについては法曹、あるいは法的サービスへの需要というものが将来的に見込まれるので、これに対して法曹養成制度を整備した上できちんと対処していかなければならないという歴史的な背景があったものと思えます。また、国際化でありますとか、専門化でありますとか、そういった進展に伴う新たな分野での動向をにらんで出てきた数字だろうと思えます。

そして、法曹人口について著しい地域的な偏在もありましたので、これを何とかしなくてはいけないという国民の皆さんの認識を反映させたものでもあります。さらには、審議会の意見書では「社会生活上の医師」という有名な言葉が使われていますけれども、法曹の役割をもう少し広げていかななくてはいけないのではないかと、特に法廷での訴訟活動を中心に考えていた従来の弁護士像といえますか、そういうものの殻を破っていき、活動領域を拡大していかななくてはいけないのではないかと、そういう観点があつてのことだと思えます。なぜ3,000人かという数字自体の根拠については、これまでも何回か委員の方から説明がされてきたとおりでございますので、繰り返しません。いずれにしましても、この法曹人口の拡大に関わる基本的な理念でありますとか、考え方の大きな方向性は間違っていないかと思えます。

ところで、現在の2,000人強の合格者数によって就職難の問題が発生している点については、弁護士会の方でも取り上げておりますし、私もいろいろな説明を伺いまして、深刻に受けとめているわけであります。ただ、この点については、先ほどの意見にもありましたけれども、今まできちんとした需要拡大のための施策がとられてこなかったということにも原因があるのではないかと思います。そういうことも踏まえると、今後の需要動向によっては、現在の状況は変わり得るのではないかと思います。

実際にも、今言った需要拡大の可能性とか、潜在的な需要を示唆するデータは、ヒアリング等も含めて、これまでにこの会議が実施してきたいろいろな形、場所での検討にも少しずつ表れてきているように思えます。したがって、これからの弁護士の業務や職域というもの、あるいは弁護士の在り方についてのいろいろな情報を国民にしっかりと広報していく、弁護士の専門性とか、国際性を高める取組をますます充実させていく。こういったことによって、弁護士活動が十分にこれからの社会に浸透していき、更に需要が拡大する可能性もあるのではないかと。そういう方向で施策をきちんと進めていくべきではないか。このように考えているわけであります。今後とも3,000人という数字を目標として掲げるかどうか、数値目標として掲げるかどうかは別といたしましても、司法制度改革審議会の意見書に基づいて政策目標として定め

られた3,000人という数値は、大いにその歴史的な役割を果たしてきたという点を、先ほど鎌田委員もおっしゃいましたけれども、理念の持つ重さとして受けとめなければならないのかなというふうに感じております。

3,000人という政策目標が数値として定められて以降、法曹人口が拡大することで、地域的にも、また、社会の様々な場面においても、法曹の活躍が広がりました。法というものが、国や社会にあまねく浸透して、国民の日常生活においても息づくための基盤が整備されてきたことは否定できない事実だろうと思います。例えばゼロワン地域の減少を解消するに当たっても、日弁連などの懸命な取組を私は多とするわけでありませうけれども、これも法曹人口の拡大があつてこそという側面を否定することはできないわけで、若い法曹を過疎地に送り込むいろいろな弁護士事務所の御努力、御尽力、私は存じ上げておりますけれども、そういう努力と法曹人口の拡大が相まって、車の両輪として実現したものだろうと思います。

それから、これまでに我々が認識した弁護士の活動領域の拡大に向けられた様々なチャレンジというものには、法曹人口の拡大状況の中で、従来の法曹の活動の枠にとらわれない発想の中において生まれてきたものが多々あるわけがございます。法曹人口の拡大が旧来の固い殻を破っていくという、そういうポジティブな土壌を生み出したというところは、これは大きな成果であろうと思います。今後、更にこの法的サービスを行き届くように努力する、そういった施策をしっかりと実施していく必要があると思っております。

このように考えてまいりますと、人為的に法曹人口を削減するという方向性につきましては、ベクトルをいわば旧制度の方向に向ける大きな政策転換にもなりますので、一国の教育制度の在り方としては、好ましいものではないと思っております。

様々な統計数値などから判断する限り、現状が大幅な法曹人口の増加を早期に図る必要がある状態とは言えないということは、そのとおりであろうと思います。ただ、実際に司法試験に合格するかどうかというのは、法曹になろうとする者に必要な学識とか能力が備わっているかどうか適性に判定された結果によるものであると思っておりますから、毎年の合格者数をどうするかという問題は、帰るところ、受験者の質の判断によって決せられるわけでありませう。これまで着実に増加してきた司法試験の合格者数というのは、この21世紀の社会を担うにふさわしい法曹像、こういうものにかかわる審議会の考え方でありませうとか、法科大学院における教育の現状を踏まえて、法曹となろうとする者に必要な学識、能力について、その質を判定してきた結果であろうかと思っております。この2,000人強という数字が、どういう根拠に基づくのか分からないという御疑問もあろうかとは思いますが、現在の合格者数の現状が、適正なものであるかどうかについては、審議会の提言が目指した法曹像をどういうものとしてとらえるかといった議論を踏まえ、司法試験制度の在り方と一体として考えて、このままでいいのかどうかということについて検討すべき余地はあります。しかし、司法制度改革の理念を踏まえて、現在の司法試験制度のもとで、実際に2,000人強の受験者に、法曹になる資格が与えられているという現状は、国の教育制度に関わる運営の在り方として尊重すべきものであろうと思っております。

そういう前提を踏まえた上で、これまでに文科省から示された改革案の実施状況なども踏まえて、当面は、現状の司法試験の合格者数を前提とした上で、法科大学院の定員の見直しなどの改革を進めていくのが妥当ではないかと思っております。以上です。

○佐々木座長 では、丸島委員、どうぞ。

○丸島委員 法曹人口政策の問題については、先ほどから出ているとおりに、司法改革の理念、高い理念に基づく改革の一環であったと思います。そして一方では、先ほど田島委員が言われたとおりに、一般的に現在どう受けとめられているかという、法曹養成制度及び法曹人口の在り方の現状については、普通の方々から見て批判的な意見が多いというのも、これはまた事実であります。各政党の方々の意見などを伺う機会もありますが、現状に対しては極めて厳しい批判をされる方もおられるというのが実情だと思います。私は司法改革の高い理念ということについて、現状に生じている問題に対して、ただ高い理念を対置しているだけでは、理念倒れになりかねないということを危惧します。現状のこの困難な事態に対して、理念を掲げる立場から、現状を解決する道筋をきちっと提起をしなければ、理念は理念としての信頼を失うということにもなりかねない、今、そういう事態ではないかと思います。

法曹人口政策を考えると、大事なことは、全体的な司法制度改革の中に位置づけられた法曹人口政策だということです。人口の話は常に、何名がいいか、何名だと、常にこの話になってきます。わかりやすいからです、数字の話は。しかし、10年前に司法制度改革が唱えられたときに、我が国の司法の役割、これを広げよう、司法の機能を強化しよう、そして立法あるいは行政の政治部門と並んで、司法部門というものが我が国の公共的な役割を担うもう一つの大きな柱になるんだということが高らかに掲げられました。これは、やはり日本の国や社会の在り方を大きく変えるというそういう野心的な展望を持った中での司法改革の位置づけだったと思います。

ところが今、人口をめぐる、あるいは法曹養成をめぐる議論だけを見れば、この局面での議論というのは、やはり私は小さい議論になっていると思います。先ほど来出ているとおりに、本当に、この国の国民が行政裁量による規制やサービスの提供の受け手として位置付けられてきた社会の在り方から、国民一人一人が権利の主体として、社会経済生活の諸関係を自律的に形成するという、自由で公正透明な社会を目指す。そのために、そういうことのために、司法がその機能を思い切って強化する。それを担う法曹の役割を大きく拡大する。その流れの中で、法曹人口を増やしていこうと、こういう議論になるはずだろうと思います。ところが、前者の面、すなわち司法機能の強化と法曹の役割拡大に向けた施策が、先ほど来盛んに指摘されているとおり、やはり欠けていた、あるいは大変不足していたと思います。

法曹人口の増加について、2010年に合格者数3,000名ということは、短期間に急激に人口を増加させ、司法の役割を急テンポで大きくしようという議論の中で出た数字であります。しかし、人口増加の前提となるそのほかの施策については、残念ながら、自治体や国、あるいは企業、様々なところに法曹が活躍すべきだと主張されましたけれども、ようやく徐々に進んできているというのが実情であります。私は、そうした実情がおかしいとは思いません。むしろ事態の進展というものはそういうものだろうと思います。抜本的に変えるというのであるならば、3年前の法曹養成のワーキングチームの際に識者の方々から提起されたとおり、その提起の中には合格者3,000名を実現する前提として、企業や自治体や国などにおいて一定の人数、法曹有資格者の採用を義務づける制度を導入すべきという提案がされています。つまり、3,000人を目指す議論というのは、そのぐらいの規模で日本社会の在り方を変えるということとセットの議論であるわけです。今、そのことを抜きにして3,000名という数字だけがひとり歩きするということは、やはりこれは全体を見ない、かなり不適切な議論だろうと思います。その前提でみると、この10年間、様々な努力がされました。十分か十

分でないかはいろいろありますが、例えば、刑事司法改革の分野では、裁判員制度、被疑者国選弁護制度などで、いろいろな変化が今起きています。しかし、他方を見ると、民事司法あるいは行政訴訟、この分野での目ぼしい変化はないと思います。民事司法の分野では、いつも出ていますとおり、一般の訴訟事件数は大して増えていません。過払い事件、消費者金融事件、これが激増しましたが、今は規制法もできて、ピークを過ぎ、大幅に事件数が減少し始めています。行政訴訟は、第一次の行政訴訟改革と言われました。しかし、この10年間に行政訴訟の事件数が千数百件から2,000件超えになっているだけです。行政訴訟改革の5年後の見直しも提案されましたが、昨年11月、現状において、行政訴訟の見直しの必要はないという報告がされています。つまり、人口増加の前提となる司法機能強化のための様々な改革を進めるような手だてがこの間打たれていないんです。そのような中で、今、法曹養成制度などをめぐる緊急の事態にどう対応するのかということが、課題として問われているわけであります。中長期的に見て、本当に日本の国で、司法の役割を大きくしていこうということが社会的コンセンサスになっているとするならば、10年、20年かけて、その施策をしっかりと実行していく、私はこのことには大いに賛成であります。しかし、そうであったとしても、現在直面するこの状況をすぐに打開する手だてとはならない。そのような局面の中で検討会議がどのような政策を出すか、そういうことが問われていると思います。

司法修習の修了者の動向は、これはもう既に資料が出ていますが、裁判官や検察官の採用は修習終了者全体の10%に満たない200名以下の水準です。この間司法改革による増員枠ということで、この10年間増加策が図られましたが、そのような司法改革に伴う増員枠が終了した現在は、今後の増員方針が確立されていません。それから、弁護士登録の状況についても、先ほど来お話にあるとおりであります。実務的トレーニングとしての司法修習の期間も1年に短縮され、実務的研鑽の多くは新人弁護士が法律事務所に入ってからからのトレーニングに委ねられている現状であります。1万数千名の既存の弁護士のもとで、新しく10年間に1万4千名ほどの若い弁護士がトレーニングに励まなければならない。このように近年の急増が、現状においてかなりの無理を生じさせているということは既に指摘されているとおりであります。

このような問題について、先ほど来、法曹がいい生活をするとか、しないとかいう議論がありました。そのようなレベルの話ではないということを、申し上げておきたいと思います。少なくとも弁護士会は、2001年に審議会が出した3,000名の方針に大変驚かされましたが、それが社会の要請であるということであるならば、それは受け入れ努力をしていこうということを臨時総会で決めて、その後、数多くの努力をしてきたわけです。当時の新聞社説などでは、1つの業界として考えるならば、大変に思い切った受けとめ方をしたということで、弁護士会の決議は高い評価がされました。そしてその後、10年間、様々な努力がされてきたけれども、なかなか当初の想定どおりにはならないというのが現状の認識だと思います。しかし、このことは、これから法曹になろうという人、将来法曹を考えようという人たちが、この道は、職業としてきちっと確立した道なのかということについて、不安を感じるのは至極もつともな話ではないでしょうか。有為な人材が離れていく、法曹志願者が激減していく、そのことは先ほど来述べたような問題があるからだろうと思います。

それで、3,000名の問題についてですが、これは正確に言うと、2010年に3,000名をとという目標であります。しかし、これはもう現実に不可能であったわけであります。年度を決めないで、将来目標を3,000名と置いたらどうかという意見もありますが、3,0

00名というのは、要するに増員のスピードの話でありまして、したがって、年度を決めない将来の3,000名というのは、政策目標としては、意味を持たないと思います。

それでは、現状の2,000名はどうか。先ほど2,000の根拠は分からないという意見がありました。これはつまり、2010年に3,000名を目指して、それに向けて毎年政府目標として、今年は何名を目安にしましょうということを決めてきたわけでありまして。それを追いかけて、司法試験委員会は、合格水準をある程度確保しながら、合格者数を増やしてきました。しかし、2008年には、このときの目安は2,100名から2,500名を合格させようという政府目標でありましたが、合格者は2,065名、つまり、政府目標の目安の最低限を切らざるを得なかった。つまり、目安を達成できなかったのです。司法試験委員会としては、ここまでが精いっぱいですよということでありまして。二千何名というのが続いているのは、実は、このときの2,065名の数字がその後数年間、二千何名として続いているわけでありまして。つまり、3,000名を目指す途中の過程としての2,000名という現在の数字でありますので、2,000名自体が何らかの根拠を持っているわけではありません。

したがって、今司法・法曹への需要や社会の要請、あるいは活動領域の拡大など諸々を含めての現状の中で、明確な目標設定を今の段階で立てることは極めて困難な状況だろうと思います。現在、今年の法科大学院の実入学者が3,000名を切り、二千数百名、2,500名とか600名とか800名とかいろいろ言われていますが、そういう状態に今年はなるだろうということがうわさされています。このことを前提にすると、例えば法科大学院を卒業して司法試験を受ける人が全体の80%として2,000名を少し超えるくらいの規模に減少するでしょう。そうしますと、現状の2,000名程度の合格者を前提として今後2,000名程度を合格させると言ってみたとところで、事実は先行して2,000名を切ることがもう目の前に見えているわけでありまして。

したがって、2,000名ということを何か所与の前提として、司法試験委員会の合格水準を縛るということとは適当ではないと思います。おのずから、事態は、合格者数は2,000名からさらに下方修正することにならざるを得ない。そして我々としては、それも容認せざるを得ないというようなことが現状だろうと思います。

であるならば、これからどうするかということですが、まずは法曹養成の中核的な教育機関として法科大学院がしっかりとした教育体制をつくる。そしてまた、司法修習が実のある実務研鑽機能を十分に発揮するように見直しをする。法科大学院を修了して司法試験を受ける者の70%から80%は合格できるような教育が行われること、司法試験委員会は、その合否の水準を明確にして、適正厳正に合否の判断を行うこと。そして、法科大学院の数、定員数については、教育水準を確保する観点から、実入学者に即した削減を進めるなど、全体として適正規模化を図るために必要な措置が行われるべきであるということでありまして。

司法試験委員会のところで、政策的に合格水準を上下させることは適当ではない。これはもっともだろうと思います。そうであるならば、今後の法曹人口のコントロールをどうするか、これは医師の養成に学ぶべきだろうと思いますが、法科大学院の定員政策というところでのコントロールをしっかりとさせていくべきだろうと思います。これは司法・法曹への需要動向や司法アクセスの状況、裁判制度の整備状況、法曹の活動領域の拡大状況、法曹養成制度の整備状況、これらを含めて考慮要素として、法科大学院の定員の在り方というのを、毎年どこでどういう仕組みかで決めていくということを出すべきだろうと思います。これは文科省だけで

それをやるというのは無理なんだろうと思いますので、そういう仕組みをどこにどのようにつくるのか、これが大切な課題だろうと思います。

1点つけ加えるならば、合格者数という時に予備試験がここで抜けているわけでありますから、予備試験の定員管理というものをこれとあわせてどうするのか、これも仕組みをつくるべきであると思います。

以上のとおり、中長期的には法曹の活動領域拡大の問題に大いに取り組むべきだということはそのとおりだと思いますし、私自身もそのような努力をしてきたつもりであります。現段階の困難な状況を打開するための当面の方策としては、法科大学院の適正規模化を図り、合格者数の下方修正をすること、そして、今後の法科大学院の適正な定員管理政策を進めること。これらは当面の策として検討会議が打ち出すべきことではないかと思えます。以上です。

○佐々木座長 それでは、岡田さん、どうぞ。

○岡田委員 22年の3,000人、それから30年の5万人というのが意見書にあるわけですが、30年の5万人というのは、今のペースでいきますと、33年に5万人に達する計算になります。そのように考えますと、意見書の目的に向かって進んできているなという感じはしています。ただ、一方で法科大学院の入学者が3,000人ということになりますと、3,000人で2,000人が司法試験に合格するということ、私たち利用する側としては、質の問題が一番懸念されます。意見書の中では、人口のこともさることながら、質の向上というのもスローガンとなっています。その部分が、今、大きな問題として出てきているのだと思います。

法科大学院に関して言えば、今の状況で、法科大学院に人気が出るとは思えません。ですから、法科大学院が今やるべきことというのは、まず、受験者を増やすこと、そして合格者を増やすこと、さらには司法試験の合格者を増やすことだろうと思います。ただ、それは緊急にはできないと思いますけれども、堅実な努力をすれば、いつかは実現するかなと思うのですけれども、いつかはでは、困ってしまいます。そこで文科省の政策をかなり抜本的にやっていたかどうかということに加えて、法科大学院の自覚が必要になります。ですが私が一番懸念するのは、法科大学院の生き残りのために、学生のためではなくて、学院側の利益のために生き残り策を考えるような学校は絶対に認めてはいけないと思います。

法曹界を希望する人が法科大学院に魅力を感じて、今までの弁護士さんほど収入はないかもしれないけれども、自分のやりたい仕事のために入学したいと希望するような、そういう法科大学院になって、そして司法試験制度になることこそ必要だと思います。確かに法曹人口は増えていまして、中でも弁護士の増加というのが大きな課題になっています。決して弁護士の数が十分とは思いませんが、急激な増加によって研修不足等が顕在化しています。法曹三者の中にあっては最も国民に身近である新人弁護士の教育に関して、弁護士会に余りにも依存し過ぎているのではないかと感じています。これは弁護士会だけの問題ではなくて、制度全体として考えなければいけないのではないかと常々思っています。その意味では、法科大学院の当初の教育の目的が十分に達せられていないのであれば、司法研修所の研修でカバーすることを考えなければいけないのではないかと感じています。

私は、修習生の給料制に対しては反対してきました。でも、司法研修所の制度の充実に関して、お金をかけるということに関して、国民が反対するとは思わないのです。2年を1年にした、それで足らないのであれば、期間を長くするのか、ないしは中身を濃くするのか、その辺は考える余地はあるのではないかと思います。

また弁護士の増加に関して、ノキ弁、即独、これに関して、弁護士会が頭を悩ましているのは重々わかっておりますが、ただ、力のある有資格者が出てくれば、ノキ弁でも即独でも、やり方によっては十分仕事をやっていけると思いますのでまずは法科大学院や司法研修所の在り方とともに、弁護士会においても、今までの即独、ノキ弁は絶対弁護士として自立できないという考え方ではなくて、力がある有資格者であれば、考え方によっては十分ノキ弁、即独でも自立できるのではないかというふうを考えて取り組んでいただければと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。大変御無理をお願いして、ひとあたり御意見を伺ったところでありますが、お与えいただいている時間にまだ30分ぐらいございますので、追加的な御発言をいただきたいと思います。

それでは、国分さん。ただ、先ほど言いましたように、できるだけたくさんの人に発言していただきたいという点だけは御配慮ください。どうぞ。

○国分委員 各論に移らせていただきます。この検討会議を設けた目的は、現況から考えて年間3,000人は絵に描いた餅になっているので、食べることのできる餅を今どうつくか、にあると私は思うのです。その絵を壁に掛けたままにするか、取り下げるかは別にしまして、今、どう具体的な手を打つかと考えるべきではないかと思えます。

そこで、解決策の一つは法科大学院の改革をいかに急ぐかです。改革を実効あるものにする方策として、第5回の検討会議で文部科学省から紹介された共通到達度確認試験に期待したいです。全大学院が共通の試験を採用して実施すると、成績が比較され、大学の淘汰が進むことになるでしょうし、教官のファカルティ・ディヴェロップメント、すなわち教官の質を高める点でも刺激になりましょう。加えて、適正な定員あるいはクラスのサイズがないと実施できないし、設備も相当要ります。共通到達度確認試験をいかにして導入するか、文科省は急ぐべきです。これは大変な労力が要ります。外郭団体をつくらなければいけない。過去問だけでなく新しい問題も貯めて、試験問題をプールします。医学系の場合には1万題を越えています。コンピュータで、隣の学生と違う問題でなければならない。そうした問題作成には、法曹三者が協力しなければいけません。この検討会議に出席していて、法科大学院と弁護士会、あるいは法曹三者の間に冷やかな空気が流れているように感じるので、共同作業をすることによって、互いの理解を深め、将来に向かって歩みを共にすることができるのではないかと期待します。これが非常に重要ですね。医学系では、医学教育振興財団と全国医学部長病院長会議が共用試験実施機構を設立し、4回のトライアルを経て社団法人となり、正式実施に至ったのでした。文部科学省の担当はその辺のところを学んで、進めていただきたい。そしてできれば、医学部の方が準備に4年かかったのであれば、法科大学院の方は3年で成し遂げるといった具合の力強いメッセージを出していただくのがよろしいのではないかと思います。その際に、法科大学院間がかばい合いをやらない方がいい。かばい合いが、実は学生に犠牲を強いることになるのです。そこは競争すべきなのです。

○佐々木座長 どうもありがとうございます。萩原委員、どうぞ。

○萩原委員 すみません、冒頭で鎌田委員の方から、3,000人は白紙に戻せ、当面の合格者は相当数減らすべきだということに関連して、理念についてどう思うのかという御質問、あるいは問いかけがございました。検討会議の冒頭のあたりのところから、この問題があったわけですけれども、この理念について、これに反対しようというつもりはさらさらございません。ただ、この崇高な理念に基づいて、この10年間、具体的にこの法曹養成制度をこなしてきて

いる過程で、様々な矛盾や課題や問題点が出てきたと。これを一体全体どうするんだということで、この3,000人の問題やら、人口の問題が議論されているんだと認識しております。

法務省が今日提出されたシミュレーションの10ページの内容ですが、仮に1,500人に減らしたところで、10年後には、20%以上、8,000人ぐらい増えていくという勘定なんです。私は1,500人まで減らせというふうに申し上げていませんけれども、例えば1,700人ぐらいまで削減してもこの10年で1万人増えることになります。我々は企業の中で、どのくらい吸収できるかということをいろいろ議論しているんですが、この10年間、年間平均すれば約100人ずつぐらい増えてきたんです。このペースで将来も継続的に企業は受入れ可能なのかということが議論になっているわけです。ここにもし1万人、この10年で増えたとしたら、その人たちを、法の必要な部分に適正に配分できるとすれば、これも大変難しいことだけれども、相当な程度まで、法の光は届くのではないかと。理念が傷つくような方向にはいかないのではないかとというふうに考えましたので、申し上げておきます。

○佐々木座長 どうぞ、ほかに。それでは、井上委員。

○井上委員 今のご意見に対して反駁するということではございません。いずれにしても、今、お話がありましたように、どういう数に設定しようと。500に戻さない限りは増えていくわけで、飽和状態だといわれるのを仮にその通りだとしますと、即独とかノキ弁とか、そういうものが一定数出るとは間違いないわけですね。それに対して、対応できないということばかり言っていたのでは、解決にはならないと思います。どうも今までのOJTについてのお話の前提として、一種の徒弟方式と言いますか、先輩から手取り足取り教わり、先輩の姿を見て育っていくという、そのような旧来のやりかたが専らイメージされてきたと思うのですが、それではもう手詰まりなので、OJTについて、システムティックあるいは組織的な対応を具体的に講じていく必要がある。そこについては、さっき冷やかな雰囲気が流れていると言われましてけれども、弁護士会に法科大学院も協力して、いくべきではないかと思っています。

就職難の問題とかOJTの機会の不測によって法曹志願者が減っていると言われるのですが、それももちろんあるだろうと思いますけれども、そこに辿りつくまでの司法試験の合格率が非常に低い水準にとどまっているということも大きい要素なので、両方を持ち上げていく、改善していく必要がある。そのいずれに力点を置くか、これまでスタンスが違うところがありましたが、両方を改善することを考えないと、制度全体がもう失速状態に陥っていくのではないかと考えています。それと、法科大学院側も、かばい合いとか、生き残りをということは、少なくとも私の周囲に関する限り、全く考えていません。法科大学院協会の中でも、護送船団ではない。あくまで競争原理に立っており、協会に加わっていれば守ってもらえるというように考えてもらっては困るということを繰り返して言っていますし、中教審の方では、質の問題も定員の問題も、スピード感を持って、大胆な改革を行ってもらおうよう、それを強く促すべく、議論を進めてき、既に着手している方策もあるということは御承知おきいただきたいと思います。

○佐々木座長 和田さん。

○和田委員 司法制度改革審議会の意見書は、社会の隅々まで弁護士を行き渡らせるとか、あるいは弁護士を社会生活上の医師になぞらえるとかしていたわけですがけれども、既に指摘がありますように、医師の場合と違って保険制度がないということは看過すべきではないと思います。言うまでもなく、弁護士も霞を食べて生きていけるわけではありません。法律事務という仕事をして、その対価としての報酬を受け取って、生活しているわけです。保険制度のない状況で

は、やはり弁護士が引き受けられる法律事務というのは、限定的にならざるを得ないわけです。これはごく当たり前のことですが、一部の方々には十分理解されていないように思えてなりません。

また、例えば、ドイツではタクシー運転手をしている弁護士もいる、という話もありました。これも、社会の隅々まで弁護士が行き渡っているということになるのかもしれませんが、しかし、結果として食べていくためにそうしているだけで、タクシー運転手を目指して法律を勉強したわけではないことは明らかなと思います。特に日本の法科大学院のように、多大な時間や費用がかかるということになると、「職業として、タクシー運転手もありますよ。」と言っても、法曹志願者は絶対に増えないと思います。もちろん、これは分野が違うというだけの話で、タクシー運転手を卑下するつもりは全くありませんけれども。以上です。

○佐々木座長 ほかにどうぞ。それでは、鎌田さん、どうぞ。

○鎌田委員 タクシー運転手という、時としてドイツ人自らによって引き合いに出される逸話を持ち出したために議論を混乱させてしまって申し訳ありません。

申し上げたいことは、国によって弁護士像の違いがあるということで、アメリカとかドイツとかというのは、法律実務家イコール弁護士であって、弁護士の資格を持った人が、法律事務所ですべて仕事をしているだけではなくて、ありとあらゆる分野で弁護士の肩書を持って仕事をする。日本の場合には、弁護士という法律家のほかに、先ほど紹介がありましたように、様々な隣接職種がたくさん置かれていて、法的な教育あるいは訓練のレベルでいくと、弁護士との間に非常に大きな落差がある。一定以上の収入の得られる事件でなければ、弁護士はやらない。しかし、司法書士などはそれを引き受けているという状況もあって、これはそのままの状況でいいんだらうかという問題もありますし、弁護士資格を取った以上は、普通の公務員とか、民間企業の普通の社員にはならないという前提で、特別の待遇で採用しない限りは民間企業や官公庁に行かないというこういう発想が、今のここでの議論で、それを前提にして、司法試験の合格者を何人にするかという考え方をとっている。アメリカであったり、ドイツであったりのように、つまり、一定の法的素養があるという証明が弁護士資格で、そういう弁護士資格のない法学士というのは、基本的に存在しないという前提で問題を考えるとすれば、その進路を考えるについても、あるいは何人ぐらいに法曹資格を与えるのが妥当かというのが、全く変わってくる。前から繰り返し申し上げているところなんですけれども、どういう弁護士像をこれからの弁護士像として想定して、そういう弁護士をどういう教育機関で養成し、どういう試験で資格を付与して、どういうところに活躍の場を与えていこうとしているのか、このところの認識が大きくずれていると、何人が適切かというふうなことの発想も全く違ったものになる。そういう議論をする時期はもうとっくに過ぎていて、我が国の法曹養成制度自体が大きな危機に瀕しているんだと、そういう御指摘も全くそのとおりで、それに直接にこたえなければいけないとは思いますが、根底の部分でその議論を抜きにすると、結局、いろいろ試みたけれども、やっぱり10年前の姿に戻っていくのが一番落ち着きがいいですねというようなことで終わってしまうので、本当によろしいのでしょうかという、そういうふうなことをちょっと申し上げたかったんです。その勢いで、ちょっと余計なエピソードまで入れてしまいましたことはお詫びいたします。

○佐々木座長 これまでもしばしば話題になっている数字には幾つかの数字があるんですが、その中に3,000人とかいうのは、もうさっきから話題になっておりますけれども、それから、

出てくるのは7，8割というのも出てくるんですけども、これからのことを座長としての立場から申せば、その辺の数字についても何か御意見がほかにあれば、伺っておきたいものだと思うんですけども、特にございませんでしょうか。

前に国分さんからは、大体累積合格率などというのは屈辱的だというお話をいただきましたけれども、なかなか弁護士さんとお医者さんとは比較できるようでできにくいところもあるし、今、和田さんが言われたように、保険の違いとか、いろいろあるものですから、簡単ではないんですけども、例の7，8割というのも、これもなかなか人口に広く定着した数字なんですけど、その辺はどうでしょうか、何か御意見ありますか。

井上さん、どうぞ。

○井上委員 皆さん御承知のことと思いますが、7，8割というのは、あくまで教育のレベルを上げる目標として設定されたものであり、実績としてもそのぐらいになれば、それはそれで、制度は安定するだろうと思いますけれども、この数字がひとり歩きすると危険な面があって、例えばそこから逆算して全体の学生定員を決めていくというような発想をすることになると、適切でないということに御留意いただきたいと思います。

○佐々木座長 国分さん。

○国分委員 7，8割ということですが、共通到達度確認試験というものを導入すれば、その試験で高い点数を取った人が司法試験を受験することになるので、現役の合格率が9割以上になるでしょうから、そういうようなことを目指さないと、導入する意味がないのではないかと私は思います。

○佐々木座長 わかりました。ほかに。では田島さん、どうぞ。

○田島委員 今の7，8割というところは、非常に大事な数字だと思うんです。法科大学院の場合は、その目標をまず達成するというのが、今、一番大事なことなのに達成できていないですね。1番のところでも7割を超えていないようですから。

○井上委員 累積すれば超えているところも幾つかあるんですよ。累積すれば超えているんですよ。

○田島委員 累積、そうですね。その累積で云々というのものもあるかもしれませんが。一応、ルールとしては5年の間に3回というのがあるようですけれども、上位校といわれる大学院ではまず目標としては少なくとも7，8割を、その年次で合格させ、そして累積すると、それこそ9割とか100%に近づける、目標として、ちゃんと本当に努力をしなくてはいけない。その大学院を評価するときの評価基準になる、非常に大事なものだと思います。それから、大学院の定員数のことですごく感銘を受けたのは、この間、一橋大学を見学させていただいたときに、全国で1位の合格率をしておられる。なぜそういうふうになったんでしょうかと聞いたら、「適正な定数を確保できたことだ」というお話をいただきました。ちょうど定員数が適数だったと思います。定員数というのも教育の中で、非常に大事なんだなということを教えていただいたんです。そういうものだと思います。今やっている大学院の教育は詐欺じゃないかと言っている人たちはたくさんいるんです。この教育は詐欺ではないかと言われて、それに反論できないような状況にもなっていますので、すごく大事な数字として、合格率7，8割というのは、まずやっぱり押さえていただきたいと思います。

各大学の定数のところで、今、応募者が定員割れしているような学校が相当出てきていると聞きました。競争率、1を割るといえるのは、これはもういかがなものか。それはもう即定員を

見直しに付ける必要があるのではないか。というように、数字というのは、結構大事な数字があるんだと思います。そこをきちっと押さえてやっていただければと思います。

○佐々木座長 ほかにいかがでしょうか。それでは、丸島委員，どうぞ。

○丸島委員 先ほど鎌田委員が述べられたことに関連してですが、法曹像をめぐる論点が重要であるということはそのとおりだろうと思います。ただ、法曹像をめぐるのは、諸外国には様々なモデルがあり、諸外国の例というのは、それぞれの論者が色々に引用しますがそれはあくまでも一つのモデルということでありまして、法曹は法廷実務に限るなどという意識は我々にもありませんし、恐らく大都市部だけでなく多くの地域でも、法廷実務はもとより重要ですが、それ以外の実務もかなりの人が意識的にやっているのが実情だと思います。

しかし、新たなモデルといっても、それは頭の中で観念的に設定できるわけではなくて、自治体にしろ、企業にしろ、ようやく今若手がそこに入り始めて、格闘している状況でありまして、そこで一つの実践的なモデルが生まれないと広がらないわけですし、これはやはり10年、20年かかる作業だということがよく理解できます。そのような視野で臨まないと、法曹像の転換を前提に議論しようといっても、それは宙を浮いた議論になるのではないかと思います。

それから、もう一つは少額事件の話が出ましたけれども、簡易裁判所というところは、平成16年に訴額を90万円以下から140万円以下に引き上げたこともありますが、この10年間に、事件数が大幅に増えています。倍近く増えています。その大きな要因の一つは、消費者金融事件が非常に沢山簡裁に流れ込んだということがあります。もう一つ、権利保護保険の広がりということもあります。弁護士は少額事件を嫌がっているなどというような状況には今やなくて、この10年間に、それまで弁護士が受任する簡裁事件は2、3万件程度であったのが、現在は10万件を超える規模になっています。簡裁の代理業務には、司法書士さんが新たに1万8,000人加わっていますが、これも含めて、全体として、簡裁事件についての法律家の関与は極めて高くなっていて競合関係さえ起きているというのが、この間の実情であります。そういう意味で言えば、万遍なくいろいろな方向に向かって弁護士の活動も広がってきているのが現状でありまして、あれかこれかではなくて、それを着実に前進させるためにどのような手を打つべきなのかということが問題だろうと思います。

それから、今の7、8割の合格率については、井上委員が言われたように、7、8割の合格を保障する制度ではなくて、法科大学院できちっとした学習をすれば、7、8割が合格できるように教育をしっかりとさせていただきたいという、こういう数字だということをやはりきちんと確認しておく必要があるだろうと思います。そういう意味では、今、法曹養成をめぐるこの状況の中では、やはり意欲を持った学生をきちんと精選して法科大学院に受け入れる。それから、そこで教える側も、やはりもう一度精選して、本当に、何度も繰り返しますが、実務と理論の架橋と一言では簡単ですが、これはかなりの高度な中身だと思います。そして、少人数・双方向の教育、これも要するに手元のノートを読みあげるばかりの授業ではないわけでありまして、教育方法として、かなり高度なものだと思います。そういう意味も含めて、精選した学生、精選した教授陣、そしてまた、全国的にバランスよく各地に法科大学院を配置するということを含めて、全体の適正数、適正規模化を図り、そこに行けば、7、8割は最低だと思いますが、それを上回るぐらいの学生が入学し、一生懸命学修し、力を尽くした者が、この職業について、世の中のために十分に働けると、こういう仕組みをやはりきちんと提示することが必要だろうと思います。

そういう前提で、私は当面の合格者数が減少することはやむを得ないということをお断りしておりますので、後ろに縮み上がって10年前に戻れなどという議論をさらさらするつもりはありません。むしろ、これから現状を打開し、前進させていくためには、今の問題状況に率直に直視し、一旦全体の規模を引き締めて、そしてさらに全体をどう前進させるのかということについて、まさにそうしたことを検討会議として発信すべきだということをお断りしているのではありません。

○佐々木座長 ほかによろしいでしょうか。では、国分委員。

○国分委員 次に資格を取った方々が就職できないという問題が起こっている。それに対しての対処法も考えなければいけないと思います。医学の方の大学病院では、医員と呼ぶ非常勤のポストがあります。それが、例えば東北大学の場合、現在の正確な数字は存じませんが、私が副病院長であったころは、100名を超えていたはずで、法科大学院で、特に国立の法科大学院で、非常勤の若手の教官を受け入れる、といった制度を検討してみたいかと思いますが、それが若い法曹有資格者のプールになるし、また将来の常勤教官の候補になると思います。非常勤であっても生活できる給与が支払われるのであれば、就職難軽減の一つの方策となりましょう。

○佐々木座長 それでは、井上委員。

○井上委員 現行の制度でもそれは可能なのです。問題は、就職難で就職できない人がそれに適しているかどうかということで、悠々と就職している人の方がそれに向いていたりするものですから、ミスマッチが生じ得ると思います。

それと、丸島委員のおっしゃったことにだけコメントさせていただきますと、おっしゃることはよく分かるのですが、それは合格者を減らすということではなく、母数である定員とか、その辺をまず適正化するというのをベースに、適正に司法試験をして、実力がなければ数が減っていくし、実力があれば増えていく。そのようにしていくのが筋ではないかと思えます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

今日は最初に私から幾つかの観点を申し上げて、できれば少し御発言に含めてくださいということをお願いして、まことに勝手なお願いをしたわけですが、どういうふうに理解したらいいのかというのは、これは大変難問ではありますが、幾つか気がついた点だけ申し上げさせていただきます。

一つは、法曹人口全体の在り方について、いろんな意見の違いは確かにあるんですが、司法改革の基本理念に反対であるという意味で、質・量を上げていくということに反対という御姿勢では必ずしもなかったというふうに私は基本的に今日の皆さんの御議論を理解しました。

それから、2つ目が3,000人問題ですけれども、これはいろんな根拠はありましたが、2010年、3,000人ということですから、現実的にこれにつきましては、見直すべきではないかというか、あるいは実情、現実によって反駁されているというのか、そういう御意見もございましたし、他方ではしかし、司法改革のいわば一つの目標というものを込めた大変大事な数字であるから、慎重に扱うべきであると。こういう意見も寄せられたと認識をいたしております。

それから、実際の司法試験合格者を含む今後の司法、法曹の在り方、増加といいたしまし、数の問題につきましては、一つは、これまで、あるいはこの数年の司法試験合格者数というも

のを一定の出発点として、これを考えるべきではないかというような御趣旨と受け取れる発言がいろいろございましたが、他方では、もう少しこれも削減することも含めて考えるべきだという御意見もあったと記憶しております。

それから、法科大学院の定員・設置数につきましては、もうたくさん議論がございましたが、それほど内部的にいろいろ違った意見があったというよりも、しっかりしてほしいということに即した、一段の改革と、それから各法科大学院の努力を求める発言というものがたくさん寄せられたということ、それは具体的には定員の問題をどう考えるかというようなことに一つの焦点があるように、今日のところは拝見しましたけれども、これについては前からたくさん議論がありますので、ここでは簡単にそれだけにとどめておきたいと思います。

それから、今後の法曹人口の在り方につきましては、将来のことについていろいろ断定的なことを言うわけにはいかない。先ほどの法曹像の問題もあったし、それから、これは丸島さんが言われたように、いろいろな政府を含めて、努力がどのような形で進むかというようなことも含めて考えなければいけないということに注意を喚起されたということでありまして、そのことはつまりは、この問題は、今回限りということではなくて、継続的にウォッチしていくべきテーマになりそうであると。あるいはなるべきであるというようなニュアンスの御発言が幾つかあったように私は記憶しております。そのようなことで、非常にこの議論の取りまとめは難しいということを改めて感じまして、そこで、最初にお願いでございますが、法曹養成制度検討会議は、極めて軟弱地盤の上で、取りまとめをしなければいかんということになりますので、私も腹をくくってやりますけれども、何分非力なものでございますので、御協力に次ぐ御協力をお願いしなければならないことになり得るという可能性について、頭を最初に下げておく方がいいかなと、そうせざるを得ないという認識を持っております。その意味で、ひとあたり各論点について御意見をいただき、御検討をいただいたところで、次回の会議からは取りまとめに向けた議論を行う予定といたしております。第1回目の会議で確認しましたように、次回及び次々回では、法曹有資格者の活動領域の在り方、法曹人口の在り方、養成制度の在り方、各論点の全体協議を行い、パブリックコメントにかけるための中間的な取りまとめに向けた議論を3月の27日ですか、それから、4月の9日、この2回行いたいと思います。そこで、本日までの議論を踏まえまして、この中間取りまとめに向けた座長私案を次回の会議の前までに当然作成をいたしまして、事務局を通じて皆様方にお送りするということになりますので、そのための作業を急ぎたいと思っております。

先ほども申しましたように、各論点ごとに様々な意見がございました。どういう方針で中間的な取りまとめ案の私案をつくるかということについて、ここでちょっと方針を述べさせていただきます。

たくさん、そして必ずしも御意見が一致しない部分も散見されたわけでありまして、そこでいろんな意見がございましたというのを並べてパブコメにかけるというのは、いささか、何をしていたんだろうということになりかねないのでありますので、やや座長としては集約作業をするという方向で、一步踏み込んだ形での私案をつくらせていただき、皆様からの忌憚のない意見を伺わせていただく方が、今後の進め方にとっては逆にその方がよろしいのではないかなというようなことで作業をいたしますので、その点について、あらかじめお含みおきいただきたいと思っております。ですから、ここは自分は違う意見だということところが、少なからず入っていることもあろうかと思いますが、それはその場で言ういただければいいわけでありまし

て、それで、どうする、こうする、という話につきましては、また議論なんですけど、例えばその意味で言いますと、余りたくさん両論併記があるような形はとらないということで、できればやらせていただき、しかし、どうしてもという話はないとは言えないかもしれませんが、余りあちこちに両論併記、三論併記というような話になりますと、軟弱地盤がさらに軟弱化する恐れがあって、沈没してしまいかねませんので、そういうことのないように、少し踏ん張ってみたいという意味で、両論併記の御要望があれば、後でまた、むしろお聞きするということが、よろしいような感じもいたしておりますので、その意味では、余り両論併記がたくさんあるような感じの私案よりも、少しかなり絞ったような形の、そしてそれなりの筋が見えるような話をできればつくりたいと思って、事務局とも協力してまいりたいと思っております。御意見、御反論は後でたくさんいただきますので、その作業の基本的な、私なりの方針というところとちょっと大げさですけれども、それについて、あらかじめ申し上げさせていただいて、御理解をいただければ有り難いと思っております。

そんなことで、ただ、ちょっと時間がもう余りなくて申し訳ないのですが、これからの2回の会合をよろしく、積極的な参加と御協力をお願いしたいと思っております。そういうことで次回は、その私案をもとにして議論をいただきたいと思えます。また、御欠席の向きはまた御意見を是非お寄せいただくなり何なり的手段をとっていただければ有り難いと思えます。

その最後のところ、特に意見はありませんか。

○国分委員 メッセージ性の高いものをお願いします。

○佐々木座長 そういうプレッシャーをかける人がいる。いろいろ今日も御注意いただきましたので、つまり、それと同時に、これは今日、南雲さんか誰かがちょっと言われたことなんですけれども、結局この養成から試験から含めて、全体のメンテナンスの責任は誰が負っているのかということなんです。これをどうしたらいいか、今度、どうするかということ、ちょっと私としては、二度同じことを繰り返すわけにはいかないのではないかなという感じがしているんです。ただ、ここで余り議論していませんけれども、今日皆さんからのお気持ちは、当面はこうなんだけれども、しかし、これはいずれまたいろんなことを、その後のフォローアップも含めてやらなければいかんでしょうと。とにかく、そういう意味での、ある種の体制というようなものも、場合によってはつけ加えさせていただくことができればなという気持ちでおりますが、ちょっとそれはまた事務局とのいろいろな議論の末、どういうことになりますか、また御覧いただきたいと思っております。

それでは、終了時間になりましたので、本日はここまでとしたいと思います。次回の予定について、事務局からお願いいたします。

○松並官房付 次回は3月27日水曜日、午後1時から3時まで、場所は本日と同じ法務省20階第1会議室でございます。

なお、次々回の会議については、4月9日火曜日午前10時から開催することを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。詳細につきましては、おってお知らせいたします。以上です。

○佐々木座長 本日はありがとうございました。それでは次回もよろしくお願いいたします。

—了—